

高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度募集要領

（目的）

- 1 南海トラフ地震対策に取り組む事業所の活動を、他の事業所に対し模範として広め、地域の防災力を向上させることを目的として、優良取組事業所として認定します。

（応募資格）

- 2 次のいずれにも該当する事業所（※１）またはすべての事業所が次のいずれにも該当する事業者（※２）とします。

- ・高知県内に事業所があること（高知県内に本社があるか否かは問いません。また、審査の範囲は、高知県内の事業所のみとします。）
- ・申請日現在において事業活動（※３）を行っていること
- ・民間事業者（※４）であること
- ・反社会的勢力（暴力団等）でないこと
- ・税金や社会保険料を滞納していないこと
- ・会社更生法、民事再生法による更生（再生）手続き中でないこと
- ・事業継続の取り組みを積極的に行っていること
- ・社員教育の取り組みを積極的に行っていること
- ・地域貢献の取り組みを積極的に行っていること
- ・公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行っていないこと

＜応募資格における定義＞

※１：事業所とは、本社、支社など経済活動が行われている拠点（場所）ごとの単位をいいます。

※２：事業者とは、個人事業者（事業を行う個人）と法人をいい、本社、支社などそれぞれの事業所をまとめた１つの組織体をいいます。

※３：事業活動とは、一定の目的を持って継続的に組織、会社、商店などの経営を行っていることをいいます。

※４：民間事業者とは、国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体を除く、個人事業者と法人をいいます。

（申請受付期間）

- 3 受付期間は、７月１日（土日祝日の場合は翌日）から９月３０日（土日祝日の場合は前日）の８時３０分から１７時１５分までの平日のみとします（※５）。

※５：郵送の場合は当日の消印まで有効とします。

(申請方法)

- 4 申請は、指定した申請書類（様式第1号、第2号、別紙評価項目チェックリスト、別紙申請内容補足説明シート、別紙対象事業所一覧表）と必要書類をまとめて申請をしてください。

＜申請書類のダウンロード先（高知県危機管理部南海トラフ地震対策課ホームページ）＞

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/jigyoushonintei/>

(申請書類の提出)

- 5 申請書類の提出については郵送又は持参にて行うものとし、提出先は次のとおりです。

＜提出先＞（令和7年度南海トラフ地震対策優良取組事業所認定事業委託業務 受託者）

〒780-0072

高知県高知市杉井流19番2号

株式会社歳時記屋 南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度担当

電話：088-882-0333 FAX：088-882-0322

電子メール：tsuno@saijiki8.com

(費用)

- 6 認定に係る費用は無料です。ただし、申請準備経費や説明会等への参加交通費、申請書の郵送料等は、申請事業所の負担となります。

(審査)

- 7 審査は、有識者等で構成する高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度審査委員会で行います。

(審査結果)

- 8 審査の結果については、審査委員会の終了後、速やかに申請者に対し文書で通知します。

また、審査において認定を受けた事業所に対しては、認定証を交付します。

(認定有効期間)

- 9 認定の有効期間は、認定を受けた翌年度の4月1日から3年間となります。

認定の更新を行う場合は、有効期間の終了する直近の審査会前にあらためて申請し、審査を受ける必要があります。

(シンボルマーク)

- 10 認定を受けた事業所に対し、シンボルマークを交付します。シンボルマークの取扱いについては、「高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所シンボルマーク使用要領」によります。

(公表)

- 1 1 認定事業所の名称、登録日及び認定内容等について高知県庁ホームページ等を通じて公表します。

(変更の届出)

- 1 2 認定事業所は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、指定した届出書類（様式第3号）に変更内容を記載し、速やかに高知県危機管理部南海トラフ地震対策課に提出しなければなりません。

なお、変更内容が、合併等による組織改編の場合は、あらためて申請が必要です。

(認定の取消)

- 1 3 次のいずれかの事由に該当した場合は、認定を取り消します。

- (1) 応募資格に掲げる要件を欠くに至ったとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不適格と認めたとき

(取得した情報の取扱い)

- 1 4 取得した「個人情報」や「事業活動に関する情報」は、高知県情報公開条例第6条第1項第2号及び第3号の非開示情報に該当しない場合を除いて、開示されません。また、その他関係法令に則り厳正に管理します。

なお、申請書類に記入した連絡先等の個人情報については、制度の実施に伴う各種連絡のほか、本県が実施する防災施策に関する情報提供にのみ利用します。

(資料の返却)

- 1 5 提出された提出書類等は返却いたしません。

(問い合わせ先)

- 1 6 問い合わせ先については、次のとおりです。

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課 事前復興室

電話：088-823-9386